

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 1 月19日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

## 鳥取県人事委員会規則第2号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中号の表に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の範囲)</p> <p>第3条 条例第7条の3第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、<u>次に掲げる職員</u>とする。</p> <p>(1) <u>前条第1項に規定する職に採用された職員であって、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修（第6条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第6条において「実地修練」という。）を経た者にあ</u></p>	<p>(職員の範囲)</p> <p>第3条 条例第7条の3第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、<u>前条第1項に規定する職に採用された職員及び同条第2項に規定する職に採用された職員（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）であつて、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（第6条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第6条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。）内に行われたものとする。</u></p>

つては38年)を経過するまでの期間(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者)にあっては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。)内に行われたもの

(2) 前条第2項に規定する職に採用された職員(医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)であつて、その採用が経過期間内に行われたもの

(3) 前条第3項に規定する職に採用された職員

(支給期間及び支給額)

第6条 初任給調整手当の支給期間は、第2条第1項及び第2項に規定する職を占める職員にあっては35年、同条第3項に規定する職を占める職員にあっては6年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額とする。この場合において、第2条第1項及び第2項に規定する職を占める職員のうち大学(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合)にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年)を超えることとなるもの(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2及び3 略

第6条 初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額とする。この場合において、大学(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となつた日までの期間が4年(臨床研修を経た場合)にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2及び3 略

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。